

令和2年4月23日
保 育 部
保育計画・整備支援担当課

議会の委任による専決処分の報告
(車止め用ポール損傷事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和2年2月17日(月曜日) 午前9時45分頃
(天気:曇り)
- (2) 発生場所 世田谷区岡本二丁目26番10号
- (3) 相手方 乙(港区愛宕二丁目5番1号 パラカ株式会社)
- (4) 事故内容 世田谷区(以下、「甲」という。)職員は、岡本二丁目の保育施設整備地へ向かうため、電気自動車を進行方向右手にある乙の運営するコインパーキングにバックで入庫(道路に対して直角方向に入庫)する際、縁石とロック板を乗り越えようとアクセルを強めに踏んだところ、後部車輪が車止めも乗り越えてしまい、ブレーキ操作が遅れたため、車止め用ポールへ車体の後部が接触した。
- (5) 損傷の程度 甲 人身:なし
物損:背面ドア及び後部バンパーのへこみ
乙 人身:なし
物損:車止め用ポール損傷
- (6) 過失割合 甲 10割 ・ 乙 0割

2 乙への損害賠償額 83,500円(自動車損害保険により全額補てんされる。)

3 専決処分日 令和2年4月17日

位置図



現場説明図

